

未成年者飲酒禁止法

(大正十一年三月三十日)

第一条[未成年者ノ飲酒禁止]

満二十年ニ至ラザル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ズ

2. 未成年者ニ対シテ親権ヲ行ウ者モシクハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキハ之ヲ制止スベシ
3. 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ズ
4. 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講スルモノトス

第二条[没収・廃棄]

満二十年ニ至ラザル者ガ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第三条[罰則]

第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

2. 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条[代位責任・営業者の責任]

法人ノ代表者マタハ法人モシクハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス

※平成12年12月の改正で、第3条[罰則]の第1項が追加され、第4条が改正されました。

※平成13年12月の改正で、第1条の4が追加されました。